

FAX送信表(緊急です)

2009.9.11

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部
事務局 御中
(ファクシミリ番号：03-3506-7331)
平川専門官 様

本状ともに3枚送信致します。
受け取りのお電話いただけるとさいわいです。

青野事務局長 代行
栗原 敦
0774-21-4533

2009/09/11

厚生労働大臣
舩添要一 様
厚生労働省健康局
局長 上田博三 様
同 結核感染症課
課長 福島靖正 様
厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部
事務局 御中
(ファクシミリ番号：03-3506-7331)

新型インフルエンザ市民対策会議発足委員会
委員長 母里啓子
(元国立公衆衛生院疫学部感染症室長)
事務局長 青野典子 (ワクチントーク事務局)
連絡先 ☎・ファックス 03-3777-1946
代表世話人 古賀真子 (ワクチントーク事務局)
代表呼びかけ人 松谷 清 (静岡市議会議員)

パブリックコメント募集期間の延長について (要望)

9月9日の申入れについてはご対応ありがとうございました。

さて標記の件、別紙、資料1に示した貴局対策推進本部の9月6日付公示に基づく意見募集は、別紙、資料2に示した行政手続法第39条3項、同法第40条1項によれば、募集期間は30日以上である必要があり、それを下回る場合は正当な理由の明示が必要とあるのですが、資料1には、理由が説明されていないと思料いたします。

当委員会には意見を出したいのに募集期間が短いのではないかとこの意見がぞくぞくと寄せられております。

よって、下記の通り要望いたします。

記

要望事項

平成21年9月6日付「新型インフルエンザワクチン (A/H1N1) の接種について (素案)」に関する意見募集について、関係法令を遵守し、募集〆切を9月20日以後に変更していただきたい。

加えて、6日付の公示がなされたのち8日の「新型対策担当課長会議」において、医療機関以外での集団接種を容認するなど、本意見募集に関わる重大な見解が表明されている事実があり、学校関係者などさらに幅広く関係者の意見を募集すべく、十分な募集期間を設定しなければ、本意見募集が形骸化することはもちろん、貴職が本件対策において誤りを犯し国民の非難を浴びかねないことを強く懸念するものです。

以上

【別紙】

資料 1

平成 21 年 9 月 6 日付 「新型インフルエンザワクチン (A/H1N1) の接種について (素案)」 に関する意見募集について (抜粋)

厚生労働省では、今般の新型インフルエンザに対するワクチンの接種の具体的方法について、専門家等との意見交換を行いながら検討を進めているところです。今後、9 月中には方針を決定し、10 月末にワクチンの供給が開始され次第速やかに接種を開始することとしております。

今般、今後の検討の参考とさせていただくため、下記のとおり国民の皆様からのご意見を募集いたします。

なお、寄せられたご意見については、議論の参考とさせていただくため、公表させていただく場合があります (個人情報は秘匿いたします。)。また、ご意見に対する個別の回答をすることは予定しておりませんので、ご了承願います。

記

1. 募集期間

平成 21 年 9 月 6 日 (日) ～平成 21 年 9 月 13 日 (日) 12 時 (必着)

(以下略)

資料 2

行政手続法 抜粋

(意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案 (命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。) 及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見 (情報を含む。以下同じ。) の提出先及び意見の提出のための期間 (以下「意見提出期間」という。) を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。

(意見公募手続の特例)

第四十条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、三十日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第三項の規定にかかわらず、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。